



愛媛県報

令和8年1月23日金曜日 第679号外1

発行 愛媛県

◇ 目次 ◇

選挙管理委員会告示

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録基準日 (選挙管理委員会) 1
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数の決定 () 1

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録を次のとおり行う。

令和8年1月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好 賢治

被登録資格決定基準日 令和8年1月26日

(ただし、年齢については、同年2月8日)

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりとする。

令和8年1月23日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好 賢治

届出候補者の数	区分	基幹放送事業者	政見放送の回数
1人又は2人	テレビジョン放送	南海放送株式会社	1回
	ラジオ放送	株式会社エフエム愛媛	1回
3人から5人まで	テレビジョン放送	南海放送株式会社	1回
		株式会社テレビ愛媛	1回
	ラジオ放送	株式会社エフエム愛媛	1回